

-
- NO. 5 3 6 0 養老保険の保険料の取扱い
 - NO. 5 3 6 1 定期保険の保険料の取扱い
 - NO. 5 3 6 2 定期養老保険の保険料の取扱い

(法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする保険に加入して支払った保険料)



NO.5360 養老保険の保険料の取扱い

- 養老保険：満期又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険
- 死亡保険金及び生存保険金の受取人に応じて取扱いが異なる

(1) どちらの受取人も法人の場合

支払った保険料は資産に計上する

保険事故、契約の解約・失効により保険契約が終了する時まで損金の額に算入されない

(2) どちらの受取人も被保険者又はその遺族の場合

支払った保険料はその役員又は使用人に対する給与となる

給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となる

(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族、生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料のうち、その1/2に相当する金額は(1)により資産に計上する

残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する

役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、残額は給与となる



NO.5 3 6 1 定期保険の保険料の取扱い



- 定期保険：一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険
- 死亡保険金の受取人が異なっても取り扱いは同じ

(1)受取人が法人の場合

支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する

(2)受取人が被保険者の遺族の場合

支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する

役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、給与となる

給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となる

養老保険のように
生存保険金の支払はありません

NO.5 3 6 2 定期付養老保険の保険料の取扱い



- 定期養老保険：養老保険を主契約とし、定期保険を特約として付加したもの
- 保険料の区分に応じて取扱いが異なる
 - 1 保険料が生命保険証券などで定期保険と養老保険の保険料が区分されている場合
 - (1)定期保険の保険料
 - イ．死亡保険金の受取人が法人の場合
支払った保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入する
 - ロ．死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合
支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する
役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、給与となる

NO.5 3 6 2 定期付養老保険の保険料の取扱い

(2)養老保険の保険料

イ．どちらの受取人も法人の場合

支払った保険料は資産に計上する

保険事故、契約の解約・失効により保険契約が終了する時まで損金の額に算入されない

ロ．どちらの受取人も被保険者又はその遺族の場合

支払った保険料はその役員又は使用人に対する給与となる

ハ．死亡保険金の受取人が被保険者の遺族、生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料のうち、その1/2に相当する金額は(2)イにより資産に計上する

残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する

役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、残額は給与となる

NO.5 3 6 2 定期付養老保険の保険料の取扱い

2 定期保険と養老保険の保険料が区分されていない場合

支払った保険料の全額を養老保険の保険料とみなして 1 (2)より取り扱う

障害特約などの保険料（共通）

- ・ 障害特約などは特約部分の保険料を期間の経過に応じて損金の額に算入することができる
特約に係る受取人を役員又は部課長等特定の使用人のみとしている場合は給与となる
（給与とされた保険料はその役員又は使用人の生命保険料控除の対象）
- ・ 役員に対する給与とされる保険料の額で法人が経常的に負担するものは定期同額給与となる

Q&A 養老保険を定期保険に転換した場合



Q：当社は、現在、全従業員を被保険者とし、当社を受取人とするA生命保険会社の養老保険に加入していますが、加入から10年経過したので、今事業年度に全従業員を被保険者とし、当社を受取人とする定期保険への転換を考えています。

この場合、資産に計上されている保険積立金等の処理はどうすればよいのでしょうか。

A：保険契約においては、一般に、「契約の転換」といわれる制度があります。これは、既契約の積立保険料(責任準備金)などを基礎として、新しい保険契約の保険料に充当する形で契約を切り替え、保険の種類の変更や保険金額の増額を行おうとするものです。

ご質問のように、保険積立金のある養老保険を生存保険金のない定期保険に転換した場合には、旧養老保険契約について一種の精算があったものとみなし、資産に計上されている既払保険料の額(保険積立金)のうち新規の定期保険に充当される部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたもの(前払保険料)として新契約の保険期間の経過に応じて損金の額に算入することになります。また、充当されない部分については、その転換があった日の属する事業年度において損金の額に算入することができます。